

## 個別避難計画事業について

令和元年の風水害をはじめとした豪雨災害が激甚化及び頻発化している状況から、避難行動要支援者の安全を確保するため、個別避難計画の作成をしています。

個別避難計画の作成を推進するうえで、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」では、市町村による避難行動要支援者への避難支援等について、本人の心身の状態や生活実態を把握している福祉事業者等と積極的に連携していくことが重要であるとされています。

本市では令和3年度から個別避難計画の作成に関する取組を開始しており、多くの福祉事業者様には既にご協力をいただいておりますが、引き続きご協力を賜りたいため、本事業についてお知らせします。

### 1 個別避難計画作成対象者について

本市における個別避難計画（以下、「計画」という。）の作成対象者（以下、「対象者」という。）は、以下の①～⑤の要件に合致する避難行動要支援者のうち、計画作成の同意を得た者です\*<sup>1</sup>。

- ①土砂災害（特別）警戒区域に居住する者
- ②医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者
- ③浸水想定（洪水、内水）が2m以上の区域に居住する者
- ④重症心身障害児者
- ⑤要介護度・障害支援区分が高い者のうち、特に支援を要する者\*<sup>2</sup>

※1：いずれも施設入所者を除く

※2：要介護度5、障害支援区分6

### 2 事業者様にご協力いただきたい事項について

#### （1）計画『作成』及び『更新』に関すること

##### ア 市から対象者に対する同意確認へのご助言・ご協力

市から対象者への同意確認は書面（郵送）により行います。対象者から計画作成及び更新事業に関する質問や相談があった際には、「安全を確保するための計画」であることを踏まえ、可能な範囲でご助言等をしていただくとともに、必要に応じて本市にお取次ぎいただくなど、ご協力をお願いします。

また、対象者から同意書の提出が確認できない場合は、本市から福祉事業者様に対して、対象者の状況確認や提出を促す働きかけを依頼させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

##### イ 計画作成及び更新

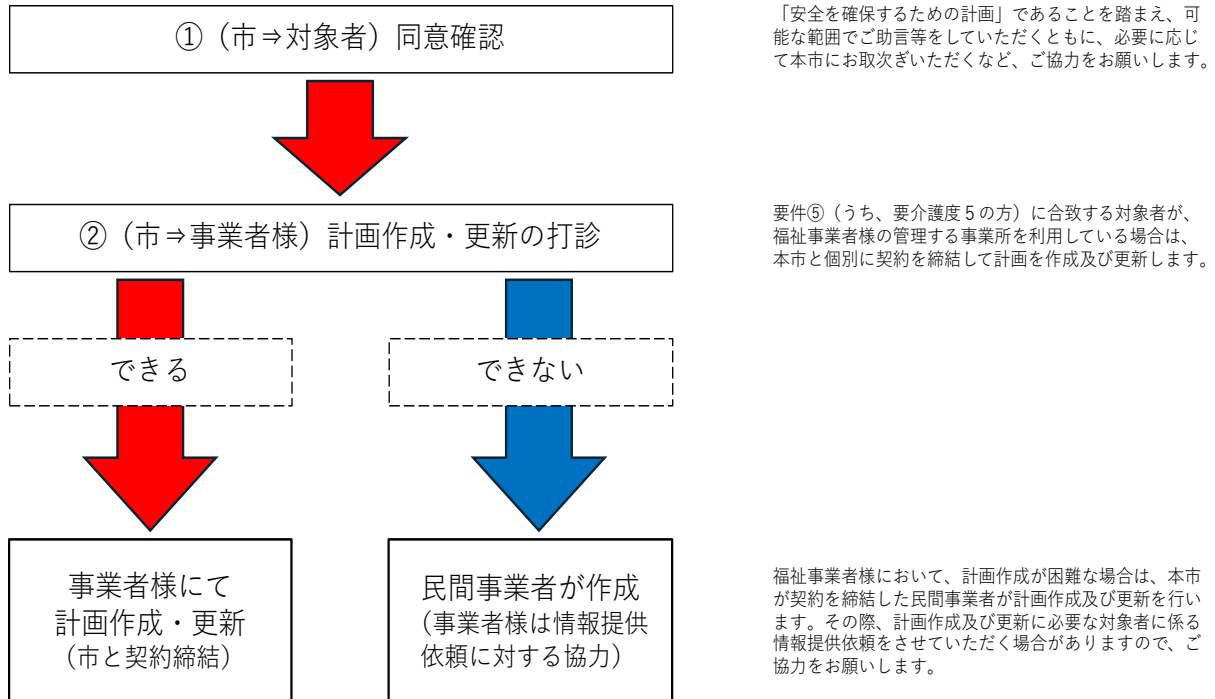
要件②・④・⑤（うち、障害支援区分6の方）に合致する対象者が、福祉事業者様の管理する事業所を利用している場合は、本市と個別に契約を締結して計画を作成及び更新します。

## ウ 計画作成及び更新のための情報提供

福祉事業者様において、計画作成が困難な場合は、本市が契約を締結した民間事業者が計画作成及び更新を行います。その際、計画作成及び更新に必要な対象者に係る情報提供依頼をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

※ 対象者の該当がある場合は、別途お知らせします。

※ 対象者から情報提供に関する同意をいただいた場合に限り依頼します。



## (2) 直接避難先となることの検討について

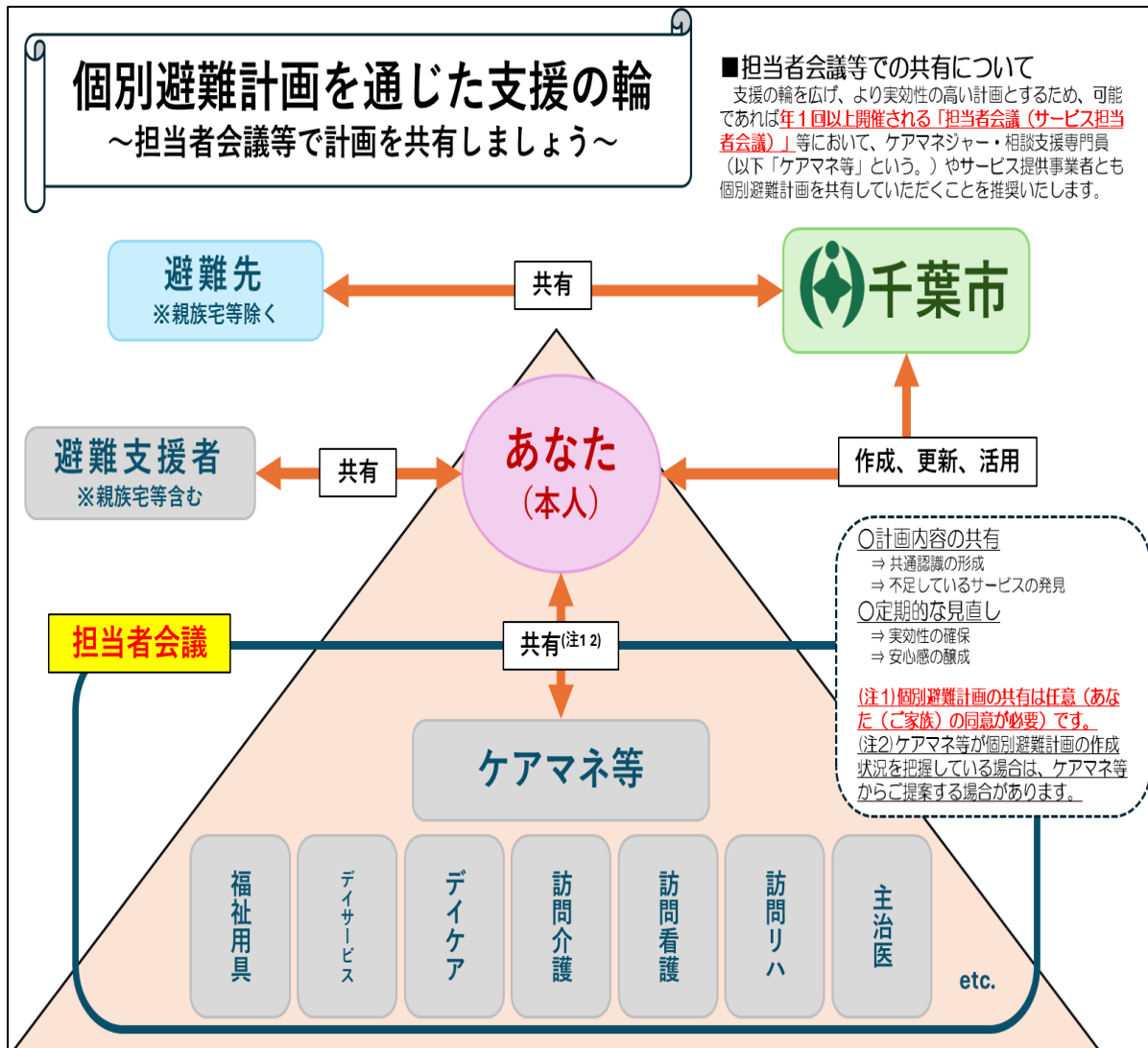
作成対象者の中には、指定避難所での短期間（3日程度）の避難生活でさえ、生命の危機が生じることが想定される又は心身の状況が不可逆的に悪化するおそれがある等の理由から避難先として社会福祉施設等を希望する方が一定数存在します。

そのような方々の災害時における受け入れ可否についてご相談させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

### (3) 担当者会議での個別避難計画の共有について

支援の輪を広げ、より実効性の高い計画とするため、可能であれば年1回以上開催される担当者会議において、福祉事業者様やサービス提供事業者とも計画を共有していただくことを推奨しております。

なお、共有には本人（ご家族）の同意が必要となりますが、福祉事業者様において当該対象者の計画の作成状況を把握している場合には、計画の共有について働きかけいただき、支援体制の構築が促進されるようご協力をお願いいたします。



### 3 事業概要（令和8年度事業（予定））

#### (1) 計画の作成

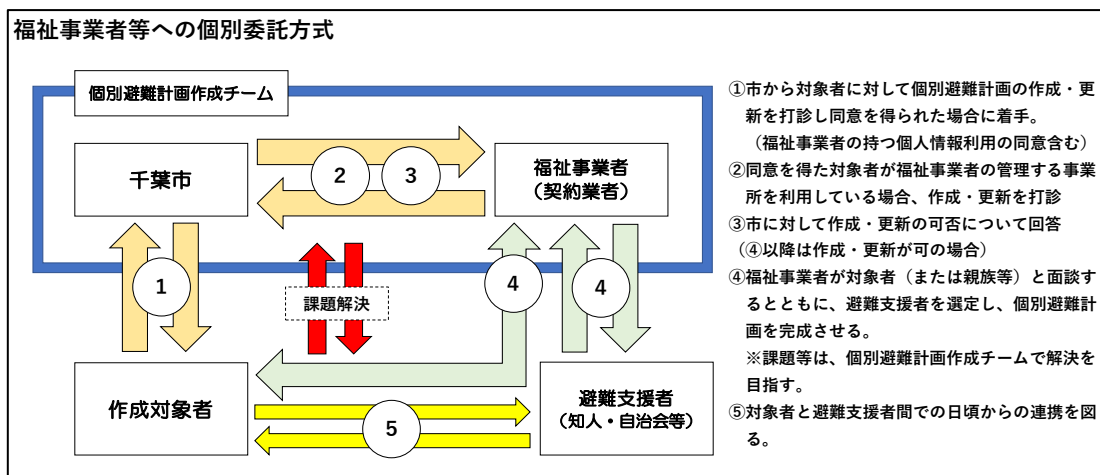
「p1 1 個別避難計画作成対象者について」の要件に合致する対象者のうち、計画作成の同意を得た者について、本市が計画を作成します。

※同意を得られない場合は作成努力義務の対象外ですが、同意を得られるよう勧奨します。

引き続き、効率的かつ実用性の高い計画を作成するため、契約先を2つに分けます。

#### ア 福祉事業者との契約

要件②・④・⑤（うち、障害支援区分6の方）に合致する対象者が福祉事業者様の管理する事業所を利用している場合は、本市と個別に契約を締結して計画を作成します。

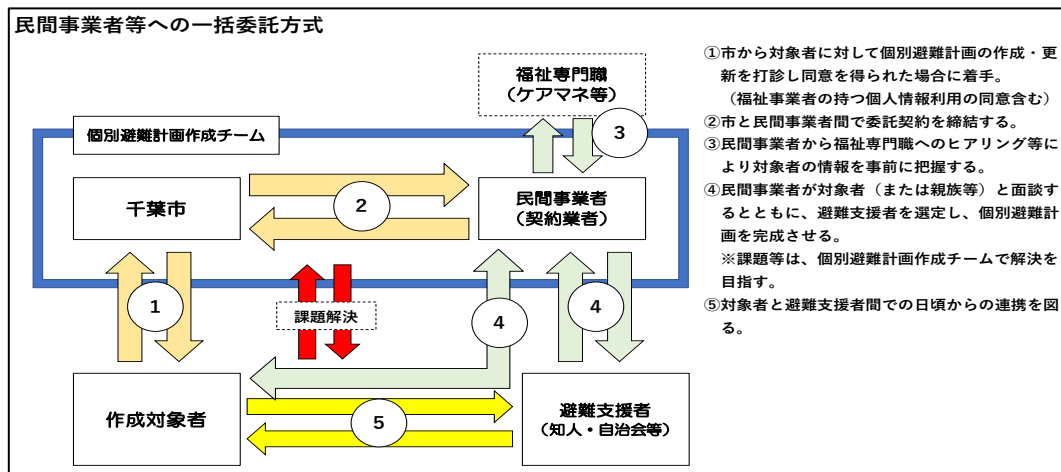


※（参考：要件②・④・⑤（うち、障害支援区分6の方）に合致する対象者は、障害福祉サービスを提供している計画相談支援事業所において作成を予定しています。

#### イ 民間事業者との契約

要件①、③、⑤（うち、福祉事業者による計画作成が困難な方）に合致する対象者は、本市が契約を締結した民間事業者が計画を作成します。

なお、民間事業者による計画作成にあたり、より正確な情報把握を把握するとともに、対象者本人・家族の負担軽減を図るため、対象者のケアプラン作成を担当する事業所に対して、計画作成に必要な範囲で情報提供の依頼をさせていただきます。



#### ウ 避難行動要支援者のうち、「p 1 1 (1)」の要件に合致しない者

本市による対象者とならない者（残りの避難行動要支援者や計画作成の同意を得られない者）については、引き続き、地域による支援体制の構築（本人・地域記入の「支えあいカード」の活用等）を進めていきます。

#### (2) 計画の更新

対象者の心身の状態や取り巻く生活環境は刻一刻と変化しており、その変化に即した内容となるよう、計画を見直しすることは計画の実効性を確保するうえで重要であるため、作成した計画の更新を行います。

#### (3) 計画の活用

作成した計画の実効性の確認するため、計画内容に基づく訓練を実施し、あらかじめ設定した避難経路や支援方法等で安全かつ迅速に避難ができるか検証を行うとともに、本訓練で新たに明らかになった課題を整理・反映することで計画の実行性をさらに高めます。

### 4 参考

(1) 令和7年度までの事業概要等を、市ホームページにて公開しています。

(<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/kobetuhinankeikaku.html>)

(2) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>)

(3) 個別避難計画の様式は別紙のとおりです（令和7年度事業で使用しているものであり、今後変更が生じる場合があります。）。

#### 【問い合わせ先】

総合政策局危機管理部防災対策課

電話：043-245-5113

FAX：043-245-5597

Mail：bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp